

## ☆ 病弱・身体虚弱の子どもの教育的ニーズの整理③ ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

病弱・身体虚弱の子どもの教育的ニーズを整理するための観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」本編をご参照ください。



ア  
教育内容・方法

### (ア) 教育内容

#### a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。

- 例)  服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解
- 指示された服薬量の徹底
- 薬の理解とその対応 等

#### b 学習内容の変更・調整

病気等により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。

- 例)  習熟度に応じた教材の準備
- 実技を実施可能なものに変更
- 入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整 等

### (イ) 教育方法

#### a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

病気等のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT 等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。

- 例)  友達との手紙やメールの交換
- Web 会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション
- インターネット等を活用した疑似体験 等

#### b 学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。

- 例)  VR 動画等の活用
- ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮
- Web 会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取組 等

#### c 心理面・健康面の配慮

入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に行う。

- 例)  健康状態に応じた支援
- アレルギーの原因となる物質の除去
- 病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携 等

イ  
支援体制

**(ア) 専門性のある指導体制の整備**

- 例)  病気等のために必要な生活規制や必要な支援を明確にする。  
 急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。  
 医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

**(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 例)  病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子ども、教職員、保護者の理解啓発に努める。

**(ウ) 災害時等の支援体制の整備**

- 例)  医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子どもの病気等に応じた支援体制を整備する。

ウ  
施設・設備

**(ア) 校内環境のバリアフリー化**

- 例)  心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や子どもが自ら医療上の処置を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。

**(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

- 例)  病気等の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。

**(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

- 例)  病気等のため迅速に避難できない子どもの避難経路を確保する。  
 薬や非常電源を確保するとともに、長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

